

第 10 号

熊本県産あさりを守り育てる条例の制定について
熊本県産あさりを守り育てる条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産あさりを守り育てる条例

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策（第11条—第15条）

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策（第16条・第17条）

第3章 原産地の表示に関する施策（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、熊本県産あさりを県民を挙げて守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための基本理念を定め、並びに県、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策並びに適正な原産地の表示に関する施策の基本となる事項を定めることにより、熊本県産あさりを守り育て、適正に流通させ、消費者に販売するための施策を総合的に講じることで、漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「熊本県産あさり」とは、熊本県の海域（漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定により農林水産大臣が定めた熊本県有明海区及び天草不知火海区の区域をいう。以下この項において同じ。）において着底した稚貝、熊本県の海域において着底して育った親貝を用いて国内において人工的に生産した稚貝その他熊本県産あさりの保全及び育成のために必要な稚貝として規則で定めるものから熊本県の海域において成長したあさりをいう。

2 この条例において「熊本県産あさりを守り育てる活動」とは、熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善、熊本県産あさりの資源の保全及び回復、熊本県産あさりの適正な流通又は販売並びにその消費の拡大に資する取組の推進その他

の熊本県産あさりの振興に資する取組をいう。

3 この条例において「水産物流通販売事業者」とは、水産物の流通に関する事業を行う者又は販売の事業を行う者をいう。

4 この条例において「適正な流通又は販売」とは、熊本県産あさり（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。第16条から第19条までにおいて同じ。）を適正に流通させ、消費者に販売するために入出荷の記録その他の規則で定める書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を保存する措置を講じた流通又は販売をいう。

（基本理念）

第3条 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、県、市町村、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会、水産物流通販売事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて相互に連携し、及び協働することを旨として、行われなければならない。

2 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、あさが海域の環境改善の役割を果たしていることを踏まえ、あさりの資源を回復することを旨として、行われなければならない。

3 熊本県産あさりを守り育てる活動の推進は、漁業者、漁業協同組合、熊本県漁業協同組合連合会及び水産物流通販売事業者が、積極的に熊本県産あさりの生産及び生産されるあさりの流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 この条例に基づく施策の推進は、海域はつながっていること及び各海域においては、あさり以外にもはまぐり等の採貝、のりの養殖その他の多様な漁業が営まれていることを踏まえ、本県の漁業振興を総合的に推進することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（漁業者の責務）

第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に主体

的に取り組むとともに、県が実施する熊本県産あさりを守り育てる活動に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 漁業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(漁業協同組合の責務)

第6条 漁業協同組合は、基本理念にのっとり、漁業権の適切な行使及び管理を通じて熊本県産あさりを育成するための海域の環境及び漁場の保全及び改善並びにあさりの資源の保全及び回復を行うとともに、漁業者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組の推進に努めるものとする。

- 2 漁業協同組合は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行い、又は行わせてはならない。

(熊本県漁業協同組合連合会の責務)

第7条 熊本県漁業協同組合連合会は、基本理念にのっとり、熊本県産あさりを育成するための海域の環境の保全及び改善、あさりの資源の保全及び回復を行う漁業者及び漁業協同組合への支援を行うとともに、関係者と協力して熊本県産あさりの適正な流通又は販売及びその消費の拡大に資する取組を推進する責務を有するものとする。

(水産物流通販売事業者の責務)

第8条 水産物流通販売事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、消費者が安心して熊本県産あさりを購入できるよう、適正な流通又は販売を行うよう努めるものとする。

- 2 水産物流通販売事業者は、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれがあると認められる行為を行い、又は他人に行わせてはならない。

(県民の役割)

第9条 県民は、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する取組を尊重し、熊本県産あさりを消費するなど地産地消（くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第2条第1号に規定する地産地消をいう。）の活動に努めるものとする。

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

第10条 県は、市町村が熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、市町村に対し、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策への協力を求めることができる。
- 3 県は、県が行う熊本県産あさりを守り育てる活動に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。

第2章 熊本県産あさりの保全、育成及び販売に関する施策

第1節 熊本県産あさりの保全と育成に関する施策

(海域の環境及び漁場の保全及び改善のための施策)

第11条 県、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会は、熊本県産あさりを守り育てるため、海域の環境及び漁場の保全及び改善のために必要な施策を連携して講ずるものとする。

(熊本県産あさりの資源の保全及び回復のための施策)

第12条 県は、熊本県産あさりの資源の保全及び回復の推進を図るため、漁業者、漁業協同組合及び熊本県漁業協同組合連合会が行う熊本県産あさりの資源の保全及び回復の取組の支援に努めなければならない。

(あさり資源特別回復区域の指定)

第13条 知事は、規則で定めるところにより、令和4年2月1日において輸入あさりの蓄養（輸入したあさりを出荷調整用その他の目的のため、生きた状態のまま短期間一定の場所に保存することをいう。以下この項において同じ。）が行われていた共同漁業権（漁業法第60条第2項に規定する共同漁業権をいう。以下この条において同じ。）の漁場を管理する漁業協同組合が、当該漁場での輸入あさりの蓄養を行わず、熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を進める共同漁業権の漁場の全部又は一部を、期間を定めて、あさり資源特別回復区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、知事が、指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合の申請に基づき行うものとする。

3 第1項の規定による指定を受けようとする共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合に協議しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

5 知事は、第1項の規定により指定した区域において行われる熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた取組を支援するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

7 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定を解除することができる。

(1) 第1項の規定による指定を受けた共同漁業権の漁場の区域を管理する漁業協同組合（以下「区域指定組合」という。）から解除の申請があったとき。

(2) 区域指定組合が、虚偽の申請により指定を受けたとき。

(3) 区域指定組合が、県産水産物全体に対する信頼を損なう不公正な取引を行ったと

き。

- (4) 区域指定組合が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 区域指定組合が、熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害する行為を行ったとき。
- (6) 知事が、指定の必要がなくなったと認めるとき。

(あさり資源育成促進区域の指定)

第14条 知事は、規則で定めるところにより、熊本県産あさりを着実に出荷するため、熊本県産あさりの資源の保全及び育成を図ることが必要な漁場を、あさり資源育成促進区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町及び関係漁業協同組合の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による指定をした区域において熊本県産あさりの資源の保全及び育成のために行われる取組を支援するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(技術開発等)

第15条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の効果的な推進を図るため、熊本県産あさりを守り育てる活動に関する調査研究及び技術開発、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 熊本県産あさりの普及及び販売に関する施策

(熊本県産あさり販売協力店の認証)

第16条 知事は、熊本県産あさを適正に流通させ、販売をする流通体制を確保し、熊本県産あさりの普及と販売を促進するため、原産地を証明された熊本県産あさを消費者に販売をする事業を行う者又はその設置する店舗を、熊本県産あさり販売協力店として認証することができる。

- 2 知事は、前項の規定による認証を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 3 第1項の規定による認証を受けた者又は同項の規定による認証を受けた店舗を設置する者(次条第2項において「協力店」と総称する。)は、規則で定めるところにより、知事に対し、熊本県産あさりの取扱量その他必要な事項を報告するものとする。
- 4 第1項の規定による認証の手續その他認証に関して必要な事項は、規則で定める。

(熊本県産あさりの生産情報の発信)

第17条 県は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地の情報を確認できる仕組みを周知するとともに、原産地に関する情報を発信するものとする。

2 協力店は、消費者に対し、熊本県産あさりの原産地に関する情報を積極的に提供するものとする。

第3章 原産地の表示に関する施策

(熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等)

第18条 熊本県産あさりの販売（食品表示法（平成25年法律第70号）第1条に規定する販売をいう。以下同じ。）をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

2 前項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。

3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、熊本県産あさりの販売をする水産物流通販売事業者に対し、第1項の書面の提出を求めることができる。

(熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等)

第19条 熊本県産あさり以外のあさりであって、原産地として熊本県又は熊本県内の水域名、地域名若しくは水揚げした港名を表示するあさり（食品表示基準第2条第1項第2号に規定する生鮮食品に該当するものに限る。以下「熊本県産等表示あさり」という。）の販売をする水産物流通販売事業者は、販売をする熊本県産等表示あさりに係る入出荷の記録その他の規則で定める書面を備え付けなければならない。

2 熊本県産等表示あさりの養殖（漁業法第60条第2項に規定する区画漁業権に基づいて行うものをいう。以下この項において同じ。）をする事業者は、養殖に関する記録その他の当該熊本県産等表示あさりが熊本県産等表示あさりと表示することが適当であることを証明する規則で定める書面を備え付けなければならない。

3 前2項の書面は、規則で定めるところにより、3年間保存しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第2項の書面について準用する。

(勧告及び公表)

第20条 知事は、第18条第1項若しくは第2項、前条第1項から第3項までの規定に違反している者又は第18条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による求めを拒んだ者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(環境保全及び食の安全安心施策との連携)

第21条 県は、熊本県産あさりを守り育てる活動の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全及び食の安全安心施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

(通報)

第22条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、県への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者を発見したとき。
 - (2) 熊本県産あさりを守り育てる活動を阻害し、若しくは阻害するおそれのある行為を行っている者又はそれらの疑いのある者に関する情報を入手したとき。
 - (3) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者を発見したとき。
 - (4) 熊本県産等表示あさりに関して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する行為を行っている者又はその疑いのある者に関する情報を入手したとき。
- 2 県は、前項の通報を受けた場合には、必要な調査を行い、当該通報の内容が事実であると認めるときは、適切な措置をとるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例中、第1章、第3章及び第4章の規定は令和4年7月1日から、その他の規定は令和4年9月1日から施行する。
- 2 第2章第2節の規定の施行の際現に熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項に基づき熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている者又は熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている店舗を設置する者については、第16条第1項の規定により認証を受けたものとみなす。

(提案理由)

漁業者及び漁業協同組合が持続的にあさりの生産及び漁場の有効活用に取り組み、もって本県水産業の振興、海域の環境保全及び安全安心な熊本県産あさりの消費者への提供を図るため、県が実施する施策等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。